

倉敷市内に本・支店等を有する法人の方へ 納税証明書の交付申請について

倉敷市へ入札参加資格審査申請を行う方（法人を含む）は、倉敷市財務規則により市税を完納していなければなりません。その確認は、倉敷市発行の納税証明書の提出をもって行います※ので、次の点に御留意いただき、「税証明書交付申請書」により下記証明交付窓口で御申請ください。

なお、法人の場合は、代表者個人に賦課されているすべての倉敷市の市税についても完納されていることの証明書（納税証明書）が必要となりますので、あわせて交付申請をお願いいたします。

1 窓口に来られる方の本人確認をさせていただきます。

納税証明交付申請の際、窓口手続きに来られた方の本人確認をさせていただきます。マイナンバーカード、運転免許証などの御本人であることが確認できるものをお持ちください。

2 法人の場合は、代表者印または会社名が確認できる会社印の押印が必要です。

税証明交付申請書の③の同意書欄の押印は、以下のとおりお願いいたします。

法人の証明書を請求する場合

代表者印（法務局届出印）または会社名が確認できる会社印を押印してください。

代表者個人の証明書を代理人が取りに来られる場合

代表者御本人の個人印を押印してください。

3 市税納付後、概ね2週間以内に納税証明書の交付申請をする場合は、「領収書」が必要となります。

金融機関等で市税を納付された場合、納付日から市が納付を確認するまで、概ね2週間（市外で納付の場合はそれ以上）かかります。この間に納税証明書の交付を申請される場合は、必ず領収書をお持ちください。また、請求されていない年度についても、領収が確認できない場合は、その税目が未納税額として証明書に記載されます。

※従業員の市県民税特別徴収分については、毎月10日が納付日であり、特に納付確認が困難な場合があります。必ず領収書（コピーでも可）をお持ちください。

4 法人と代表者個人の納税証明書の交付を両方申請される場合は、それぞれの税証明書交付申請書が必要です。

証明交付窓口

○本庁税制課	(2階4番窓口	TEL 4 2 6 - 3 1 7 5)
○児島税務事務所	(児島支所1階	TEL 4 7 3 - 1 1 1 8)
○玉島税務事務所	(玉島支所2階	TEL 5 2 2 - 8 1 1 7)
○水島税務事務所	(水島支所1階	TEL 4 4 6 - 1 6 1 0)
○船穂支所市民税務係	(船穂支所1階	TEL 5 5 2 - 5 1 0 0)
○真備支所市民課市民税務係	(真備支所1階	TEL 6 9 8 - 1 1 1 3)
○庄支所市民係		(TEL 4 6 2 - 1 2 1 2)
○茶屋町支所市民係		(TEL 4 2 8 - 0 0 0 1)



倉敷市税キャラクター
タックス隊長